

決議IX. 11

科学技術検討委員会 (STRP) の運用規則の改正

1. 決議 5.5 において科学技術検討委員会 (STRP) を設立し、適切な科学技術の知識を備えた人材から構成されるべく、その構成員は締約国会議 (COP) が任命し、出身国の代表としてではなく個人的資格で参加するものと決議されたことを**想起し**、
2. また、STRP の構成員ならびにその作業を計画する方法を引き続き修正した決議 VI. 7 及び決議 VII. 2 を**同じく想起し**、
3. さらに、決議 VIII. 28 において 2003-2005 年の 3 年間に実施すべき STRP の『運用規則』が確立されたことを**重ねて想起し**、
4. 第 8 回締約国会議 (COP8) 以降の STRP の構成員、オブザーバー機関、そして個別に招待された専門家による寄与、そして本締約国会議に決議 IX.1 付属書として提出された新指針や改訂指針ならびに「ラムサール技術報告」等、条約履行に重要な多くの科学技術的問題に関するその専門的助言に対し**感謝し**、
5. スウェーデン政府、WWF インターナショナル、IUCN、「ミレニアム生態系評価」(ならびにそれに対する国連大学からの資金援助)、世界魚類センター (WorldFish Centre) からの STRP の 2003-2005 年における実質的作業を支える資金援助に対して、また南アフリカ水研究委員会、国際水管理研究所 (IWMI)、バードライフ・インターナショナル、英国共同自然環境保全委員会 (JNCC)、カナダのノバスコシア州自然資源省、オーストラリアの監督科学者環境研究所からの STRP 作業への様々な形の支援に対して、さらに国際湿地保全連合による 2003-2005 年の「STRP 支援サービス」プログラムの実施に対して**同じく感謝し**、
6. STRP 自身がその『運用規則』を検討して、その運営や所要の課題を達成するための能力と資金などの面について容易ならぬ懸念を表明し、そして能力や効率を高めるように立案された多数の提案を『運用規則』改正のために提出したことを**意識し**、常設委員会がその第 31 回会合において、STRP がその作業を効率よく時間内に達成しようとするにあたって余儀なくされているその構成や工程に関するこれらの懸念を確認したことを**同じく意識し**、
7. 現存する膨大な知識と経験の恩恵を条約が享受するためには、STRP が各締約国内の科学者や専門家のネットワークと緊密な関係を確立する必要があることを**再び強調し**、
8. 各国 STRP 担当窓口のネットワークの発展と STRP の作業の全段階へのその関与が緊急優先課題であるということとともに、2006-2008 年の STRP を支える基本予算配分(決議 IX. 12) を**意識し**、
9. 生物多様性条約、移動性野生動物種の保全に関する条約 (ボン条約)、砂漠化対処条約、世界遺産条約、ユネスコ「人と生物圏」プログラム等、「協力の覚書」や共同作業計画を結んだ条約や計画の科学技術諮問機関と協力して STRP が作業することの重要性を**認識し**、

10. また、現存の専門家ネットワーク、専門家グループや学会の中には条約の「国際団体パートナー」と連携しているものもあり、STRP とこうした多くの専門家ネットワーク等とが引き続き協力することの必要性を**認識**し、
11. さらに、STRP の 2006－2008 年における緊急優先作業と最優先作業が決議IX. 2 付属書 1 に特定されたことを**重ねて認識**し、

締約国会議は、

12. 締約国が条約を履行するために信頼できる手引きを締約国会議に提供するという、STRP の作業と助言が条約にとって決定的に重要であることを**再確認**する。
13. この決議に付属される STRP の改正『運用規則』を**承認**する。
14. 「STRP 監督委員会」を**設立**する。同委員会は、常設委員会に対して報告をなすものであり、常設委員会議長及び副議長、STRP 議長及び副議長、条約事務局長及び事務局次長（職務上 [ex officio]）から構成され、この決議の付属書に提示される責任を果たすものとする。
15. 常設委員会が引き続き STRP の作業の全体責任をもつこと、ならびに STRP 議長は常設委員会会合で毎回、締約国会議及び常設委員会が確立した次の 3 年間の STRP 作業計画及び優先作業（決議IX. 2）の進行状況を報告し、また同作業計画について必要と考えられる調整や新たに発生した問題に関する助言を提出することを**確認**する。
16. 2006－2008 年の STRP への支援機能は条約事務局が提供し、その緊急優先課題は各国 STRP 担当窓口のネットワークの発展と STRP の作業へのその関与であることを**同じく確認**する。
17. STRP がその作業に効果的に取り組むために必要な資金と人材を確実に提供することと、条約事務局が STRP の作業を支援するに十分な能力を持つようにすることのどちらもが緊急に必要であることを**確認**し、これらの資金の継続性を保証する貢献を締約国等に対して**強く要請**する。
18. 各国 STRP 担当窓口のネットワークが STRP 作業に寄与するように、その関与を進展させその能力を伸ばすことが、2006－2008 年の最優先課題であるということを**同じく確認**し、また同担当窓口を任命していない締約国に対して、すべての締約国が STRP の作業に十分に寄与しかつ STRP からより効果的に支援を得るために、決議VII. 2 に従ってその任命を行うよう**強く要請**する。
19. 2006－2008 年の STRP 会合にオブザーバーとして招待されるべき機関や団体のリストを以下のように**改定**し、これら機関や団体に対して、共通の関心事項について STRP との緊密な協力体制の確立を考慮するよう**促す**：
 - 生物多様性条約（CBD）科学技術助言補助機関（SBSTTA）
 - ボン条約（CMS）科学委員会

- 国連砂漠化対処条約 (UNCCD) 科学技術委員会 (CST)
 - 国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) 科学技術助言補助機関 (SBSTA)
 - CBD、CMS、ワシントン条約 (CITES)、UNCCD、UNFCCC、世界遺産条約 (WHC)、
ならびにユネスコ「人と生物圏 (MAB)」プログラムの各事務局
 - 国連食糧農業機関 (FAO) (F A O)
 - UNEP 世界保全モニタリングセンター (UNEP-WCMC)
 - 世界保健機関 (WHO)
 - 湿地科学者会議 (SWS)
 - 国際湿原保全グループ (IMCG)
 - 国際泥炭学会 (IPS)
 - 国際環境影響評価学会 (IAIA)
 - ネイチャー・コンサーバンシー (TNC)
 - ダックス・アンリミテッド (DU)
 - オランダ内陸水管理及び廃水処理研究所 (RIZA)
 - 地球水パートナーシップ (GWP)
 - 世界水協議会 (WWC)
20. さらに、STRP 構成員が締約国会議や常設委員会に参加することの価値を**強調**し、締約国ならびに常設委員会及び条約事務局に対して、この目的に必要な追加資金の確保に努めるよう**要請**する。
21. そして、この決議に付属する『運用規則』が COP8 決議Ⅷ. 28 で採択されたものに置き換わることを**確認**する。

付属書

科学技術検討委員会（STRP）の改正運用規則

（原注． STRP の 2006－2008 年の作業の予定と工程の概要は図 1 を参照。）

I. 改正運用規則の重点目標

1. この『運用規則』の重点目標は、STRP の仕組みが、湿地保全と賢明な利用に関して広く認められた専門家やネットワークによる作業を通じて、条約に対して最善の科学技術的助言を最も効率よく最大の費用対効果で提供できるような確実な手段を構築することである。

II. 「STRP 監督委員会」の設立と責任

2. 「STRP 監督委員会」は、常設委員会に対して報告をなすものであり、常設委員会議長及び副議長、STRP 議長及び副議長、条約事務局長及び事務局次長（職務上[*ex officio*]）から構成される。同監督委員会の議長は、常設委員会議長が担う。
3. 同監督委員会の責務は以下のとおりとする。
 - i) STRP の構成員、議長ならびに副議長を任命する。
 - ii) STRP の運営と作業に対して、会期間の助言や手引き、支援を提供する。
 - iii) この改正運用規則に基づく STRP の運営について常に検討し、常設委員会へ助言する。
 - iv) 条約事務局に対して、STRP の予算項目に該当する支出について助言する。
4. 常設委員会は引き続き STRP の作業の全体責任をもち、STRP 議長は常設委員会会合で毎回、締約国会議及び常設委員会が確立する STRP 作業計画及び優先作業（2006－2008 年については決議Ⅸ. 2 付属書 1 の内容）の進行状況を報告する。

III. STRP 構成員候補者の基準と特性

5. STRP 構成員として任命される候補者は以下のとおりでなければならない。
 - i) 地元から国内そして国際規模で湿地の保全と賢明な利用に関する専門家のネットワークと連携するか、ネットワーク化する能力が実証されていること¹。かつ／あるいは、
 - ii) 湿地保全と賢明な利用にかかるひとつ以上の分野において、特に STRP のそれ以降の作業として締約国会議が特定した優先作業の分野と課題に関係する分野で、広く認められた経験と専門的知識を有すること。
 - iii) 特に自国の STRP 担当窓口等、地元から全国レベルまでの湿地専門家と協働を行った

¹ このようなネットワークへの窓口になることが条約の国際団体パートナーから STRP 構成員を常任で得る主目的のひとつであり（それはこれら国際団体パートナーすべての重要な役割であると認められ）、また他の科学技術的団体のオブザーバー参加を促すゆえんである。

経験を有すること。

- iv) 会合と会合の間の期間は電子メールやインターネットを利用して STRP 作業が実施されるため、これらのシステムが完全に利用可能であること。
- v) (英語が引き続き STRP の業務言語として用いられるため) 英語を理解し読み話すことが十分流暢であること、ならびに、
- vi) 必要な場合には構成員が所属する団体や機関から関係する支援を得つつ、STRP ならびにその「作業部会」の所要の作業を行う明確な意思を表明していること。

IV. STRP の構成

6. 6つの条約地域から各1名が構成員に任命される。これらの構成員は(地元と地域レベル、もしくは国際規模の)湿地専門家のネットワークとの経験を有し、それらネットワークとの連絡が出来ること。さらに6名の湿地専門家を構成員とし、これらの専門家達は湿地の保全と賢明な利用にかかる STRP の作業主題の各分野の経験と専門的知識が認められる人材であること。
7. (上記段落6の)後者6名については、異なる国や条約地域から、あるいはまた世界の北部と南部といった釣り合いを考慮する。性別の釣り合いも考慮する。
8. もう1名、広報・教育・普及啓発(CEPA)に関する専門的知識を有する人材を構成員に任命する。この構成員は、STRP の成果について、利用者に必要な範囲を特定するところから成果の最終的な形をまとめるところまで、STRP 作業のすべての段階で、特に条約の CEPA ネットワークや条約の国際団体パートナー(IOPs)のネットワークを活用して、助言を提供することがその役割である。
9. 決議IX. 2で承認されると予想される作業主題の分野は以下のとおりであり、各分野について構成員1名が任命されることになる。
 - i) 指標を含む湿地目録と評価
 - ii) 賢明な利用と生態学的特徴
 - iii) 水資源管理
 - iv) 条約湿地の指定と管理
 - v) 湿地と農業、および、
 - vi) 湿地と人の健康
10. 条約の各国際団体パートナー(IOPs)は、条約を科学技術的に支援するという進行中のその役割を考慮し、引き続き STRP 構成員を1名ずつ提供することとする。但し、3年間の STRP の作業工程や会合を通して確実に継続できる代表を STRP 構成員に指名することが要請される。またこの指名は STRP 監督委員会により、同監督委員会の構成員任命の役割の一部として、考慮され承認される。これら国際団体パートナーからの指名を受ける者は、湿地専門家として各団体の条約地域規模ならびに地球規模のネットワークが有する湿地の保全と賢明な利用の専門的知識を維持しその窓口となる役割を各団体において果たしている者で

なければならない。

11. 任命された STRP 構成員は、(下記のように) 締約国会議が承認した主題にかかる課題を達成するための責任を有する各 STRP 「作業部会」を率いる(あるいは共同して率いる)。また、作業部会のもとに特定の優先課題を達成するために設立される「特別作業班」の作業を監督する。従って、これらの役割を引き受ける心構えが必要である。
12. 構成員を任命する作業主題の分野は3年ごとに検討し締約国会議の承認を得る。それら作業分野は、2006-2008年について特定した決議IX.2 付属書1のように、常設委員会及び締約国会議がその次の3年間 STRP の優先事項として特定した主題や課題に従う。
13. STRP の会合予定は STRP 監督委員会が確認する。3年間に2回の全体会合を、まず締約国会議の前回会合から6か月以内に初回を、次の締約国会議の6か月前までに2回目を開くことができる。

V. 候補者の特定と任命の手続き

14. 各3年間の構成員の任命は STRP 監督委員会が行なう。
15. 以下の各主体から候補者の指名を受け付ける。
 - i) 各国の条約担当政府機関
 - ii) 各国の STRP 担当窓口(条約担当政府機関との協議の上)
 - iii) その時点での STRP 議長及び副議長ならびに、
 - iv) その時点での STRP 構成員及びオブザーバー
16. 候補者の指名には、それまでの STRP 構成員、オブザーバー、ならびに STRP の作業にそれまで寄与してきたことを証明する記録を有する過去に招待された専門家を、対象に含めることができる。そのような専門家の任命は、STRP で進行中の作業主題の分野における継続性を保証するものとなる。
17. 候補者の指名は指名する側と同じ国の出身者に限らない。求められているのは、ネットワークに寄与する能力ならびに関係する専門的知識であり、国籍や現住所にかかわらないからである。
18. 候補者の指名は、候補者の専門的知識及び経験、ならびに次の3年間の STRP の作業への妥当性を簡潔にまとめた概要を推薦状の形式にして STRP 監督委員会へ提出する。
19. 指名された候補者は、構成員への任命を検討されることを自身が望むこと、作業時間や会議への出席を含む STRP の構成員として作業を果たすにあたって所属する団体や機関からの完全な支援が得られること、ならびに作業に十分に従事するに必要な水準の英語技能を有することを宣言にまとめて提出することとする。そこには、会議への出席に資金的支援を必要とするかどうかを示し、また「履歴書」と共に、STRP 作業に貢献できると考える自

身の技能と専門的知識の要約を提出するものとする。

20. 受け付けられた指名に基づいて、条約事務局が評価と推薦を取りまとめて、STRP 監督委員会による任命検討に供する。同監督委員会は、STRP が出来る限り速やかに作業計画を開始できるように、3 年期間の開始後可能な限り早急に電子的対話や電話会議を通じて任命を決定する。
21. 3 年期間の途中で構成員に空席ができた場合は、STRP 監督委員会が他の指名者から検討して実施可能な限り速やかに後任を任命する。

VI. STRP 議長及び副議長の任命

22. STRP 監督委員会が構成員の任命を検討し、次の 3 年間に議長ならびに副議長の職務を取るよう促す候補者を特定する。その時点の STRP 議長及び副議長はこの決定に加わらない。

VII. STRP のオブザーバー機関

23. 関連する他の科学技術的団体を締約国会議が STRP のオブザーバーとして招くことによって、これらの団体やそのネットワークの参加とインプットを STRP の作業に引き続き役立てる。各オブザーバー団体は、STRP への代表者を指名して参加の継続性を確保するよう要請される。これらの代表者は、国内レベルから国際レベルまでの自身の団体の湿地専門家のネットワークの窓口となる能力がなければならない。多国間環境協定の履行を合理化し調和する努力に引き続き寄与するために、オブザーバーとして STRP に招かれる中に、他の環境条約や協定の相当する科学技術的補助機関の議長ならびに事務局の関連職員を含めることとする。

VIII. 作業部会ならびに特別作業班の設立と運営

24. 任命された STRP 構成員は、条約事務局による支援の下、締約国会議が要請する課題を進展させるのに適切な場合には、3 年期間の初めに「作業部会」を設立し、その座長あるいは共同座長の職務につく。これは 2003-2005 年の手法を継続するものである。
25. 作業部会の構成は座長または共同座長が、STRP 議長ならびに副議長及び条約事務局の助言を得て確立する。その構成員には、特に他の STRP 構成員、オブザーバー団体の代表、関係する専門的知識を持った各国 STRP 担当窓口、関係する専門的知識を持って参加している他の専門家を含むことができる。
26. STRP の新たな問題等関連事項を戦略的に検討する機能の作業の一部として、当該作業を率いるために STRP が任命する人材が、次の 3 年期間に実施すべき緊急優先作業、優先度の高い作業、新たな優先作業に関する次の締約国会議への STRP からの助言を、2006-2008 年について決議Ⅸ. 2 付属書 1 に提供されているのと同様にとりまとめる。

27. STRP の CEPA 関連作業については、決議Ⅷ. 31（行動 1.1.3²）の実施に当たって、その各国内レベルから条約地域レベル、国際レベルまでのネットワークから STRP の作業へ CEPA にかかるインプットと助言を提供するために、2003－2005 年間に設立された「STRP／国際湿地保全連合 CEPA 専門家グループ」の役割が継承される。
28. 各作業部会は当該 3 年間の緊急優先作業または優先度の高い作業として締約国会議が要請する作業主題の分野においてなすべき助言や指針、検討、あるいはその他のアウトプットの範囲と内容を策定する。これらを達成するための仕組みを（必要性があり資金が得られる場合に専門家と顧問契約することも含めて）特定する。また、このような資料を起案し完成させるまでの作業の進行を監督し検討する。
29. 作業部会の座長あるいは共同座長は、任命された後できるかぎり速やかにその構成員を決めて部会を立ち上げ、部会が担う緊急優先課題及び優先度の高い課題の各々についての作業範囲策定に着手して、当該 3 年間で初めての STRP 全体会合に先立ってその案を供覧し、その会合での議論に供する。
30. 作業部会は、当該 3 年間の計画の中の特定の緊急優先課題または優先度の高い課題を達成するためそれが適切な場合には、小規模の特別作業班を設置することができる。
31. 各「作業部会」はその作業主題の分野において、STRP に要請されているその他の課題（決議Ⅸ. 2 付属書 2 に 2006－2011 年の課題として挙げられているもの）についても、常に開始の機会を検討しておき、能力的に可能な課題は、可能となった時点でその達成に向けた仕組みを策定する。当該 3 年間に新たな課題を開始する機会が得られた場合は、STRP 議長が STRP 監督委員会に対して当該作業を進める適切な手段の確立についての助言を求める。
32. 各「作業部会」は効率よく作業を進めるために、その多くを電子的に（電子メール、ウェブ上で STRP を支援する手法、ならびに電話会議を通じて）作業するが、資金が許すかぎり 3 年間に少なくとも一度はワークショップを開催し会合を持つものとする。

Ⅸ. STRP 作業の各国及び各条約地域における適用の継続性確保

33. 各国及び各条約地域から STRP 作業へ十分なインプットを確保するための重要な鍵のひとつは、2006－2008 年間に各締約国が任命する STRP 担当窓口（NFPs）のネットワークを活性化することである。この重要なネットワークを確立するという期待は 2003－2005 年期間にはこの分野での資金削減のために達成されなかった。
34. 特に、2006－2008 年期間には、各国の STRP 担当窓口は：
 - i) 当該 3 年間の STRP 構成員の候補者を指名することが促される；
 - ii) 自身が関係し専門的知識を持つ湿地の保全と賢明な利用の主題分野を（簡潔な質問表に）特定することが要請される。その結果に基づいて、関係する「作業部会」の構成員の検討対象となる。

² 詳細については決議Ⅷ. 31 の特に行動 1.1.3 を参照されたい。

- iii) 当該3年期間の作業が開始されてから関係する「作業部会」へ参加し、各課題を達成する機会の拡大に寄与することが促される。
 - iv) ウェブ上でSTRPを支援する手法を十分活用して、STRPの作業のすべての段階にインプットを提供する。それには「作業部会」や特別作業班が準備した文書案の検討も含まれる。また、
 - v) 「ラムサール技術報告書」シリーズに出版が検討されている報告等の原稿の査読に寄与することが促される。
35. 前段落に記述された役割は、決議VIII. 28で採択されたSTRP担当窓口³の委託事項に追加されるものである。
36. 条約事務局は、STRP担当窓口に必要な能力の特定を通じ、各国内でのネットワーク発展を支援する手段を追求することも含め、STRP担当窓口ネットワークの発展を支援する。
37. STRPへの各条約地域からのインプットやSTRP作業の各条約地域に対する妥当性を確保するためのもうひとつの側面は、STRPの任務の一部として各条約地域における科学技術的優先事項に対応するという課題である。このためにSTRPは各国のSTRP担当窓口を通じて締約国に助言を求める予定である。2006-2008年の期間中に、STRPはこの作業面を達成するための仕組みを進展させる。それには特に、条約地域会合や（決議IX. 7⁴の）条約の枠組みの下に進められる地域イニシアティブが特定した条約地域における科学技術的優先事項への対応を含んでいる。

X. STRP 構成員の継続性

38. 専門的知識や作業経験の継続性を確保するために、適切な場合にはSTRP構成員の最少3分の1は、その次の期間も再任されるべきである。
39. STRP議長はその時点の構成員と適切に相談し、STRPの作業への寄与や締約国会議が命じた優先課題に対する専門的知識の分野の妥当性をもとにして、再任されるべき構成員名をSTRP監督委員会に推薦する。
40. 再任の推薦をうける構成員は、当該の作業に寄与する自己の効力を実証し、かつ再任を望む意思を確証しなければならない。

³ 2003-2005年期間におけるSTRP担当窓口の委託事項については決議VIII. 28付属書1を参照されたい。

⁴ 原文では「決議IX.9」となっていたが、誤りと考えられたので、「決議IX.7」に修正している。

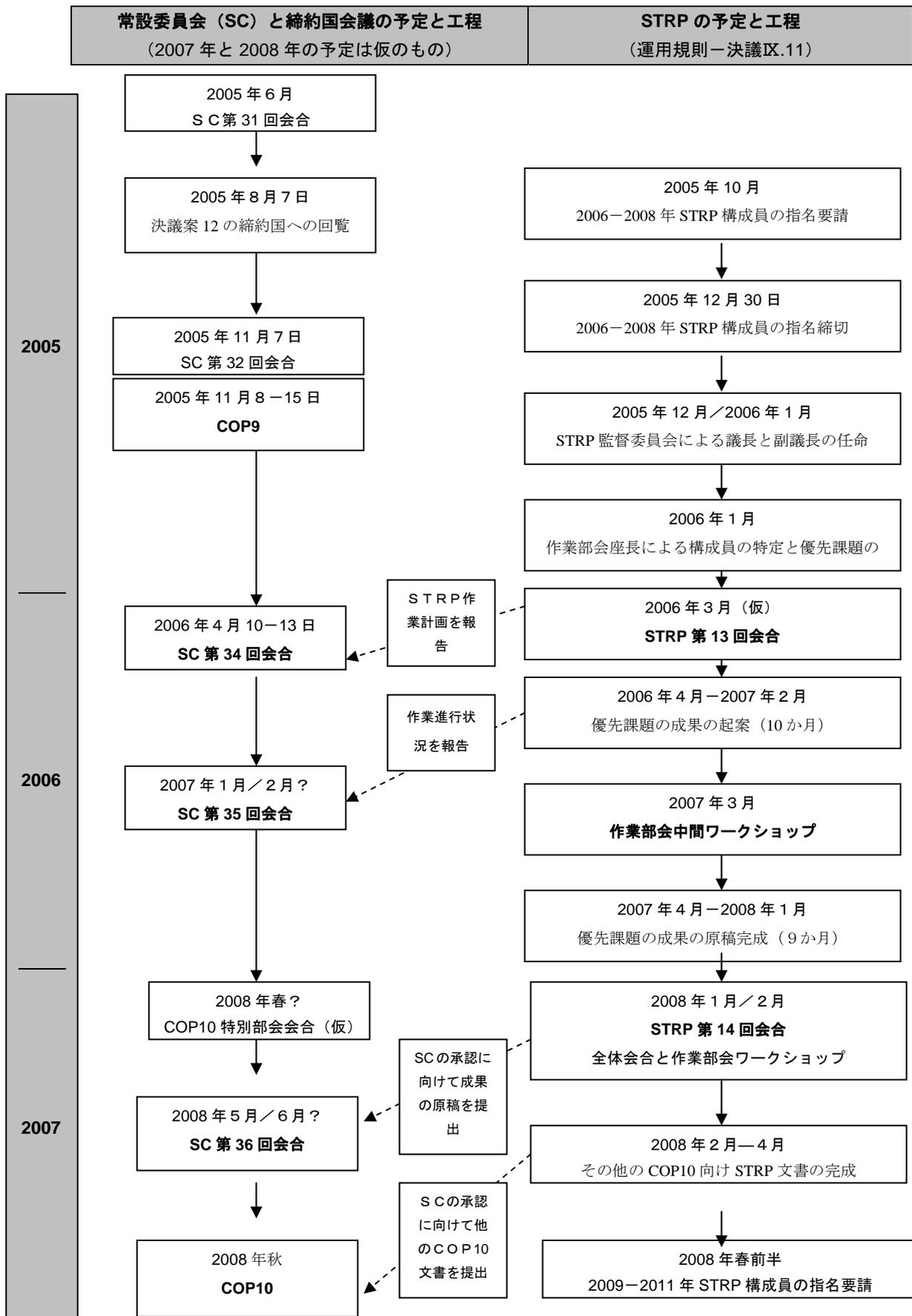


図1. 2006-2008年の科学技術検討委員会 (STRP) の作業の予定と工程